

ベトナム・サイゴン政権の中部高原統治

——先住山地民の土地所有権に対する政策を中心に——

しも じょう ひさ し
下 條 尚 志

《要約》

1964年、ベトナム中部高原で、先住山地民による土地問題に端を発した大規模な暴動が発生した。それは革命勢力の拡大を阻止するために北ベトナム難民や沿岸平野部の小作農を移住させ、山地民の土地を奪おうとしたサイゴン政権の土地政策が1つの大きな要因となり、焼畑耕作を生業とする山地民の不満が爆発した象徴的な出来事であった。サイゴン政権はこの暴動を契機に、アメリカの後ろ盾も得て政治的重要性が高まった山地民に懐柔姿勢を示し、焼畑地に所有権を与えたり、先住民の伝統的土地守護人の存在を考慮するなどした。本稿は、現在の共産党政権下でも依然として大きな政治課題である同地域の土地問題の歴史的背景を、サイゴン政権の政策資料などを基に分析し、暴動を境に領域の確保のために重要であるとみなされる対象が開拓移民から山地民に推移し、土地政策が、単なる開拓移民への土地の提供から、山地民村に適応しうる土地所有制度の確立に拡大したことを実証する。

はじめに

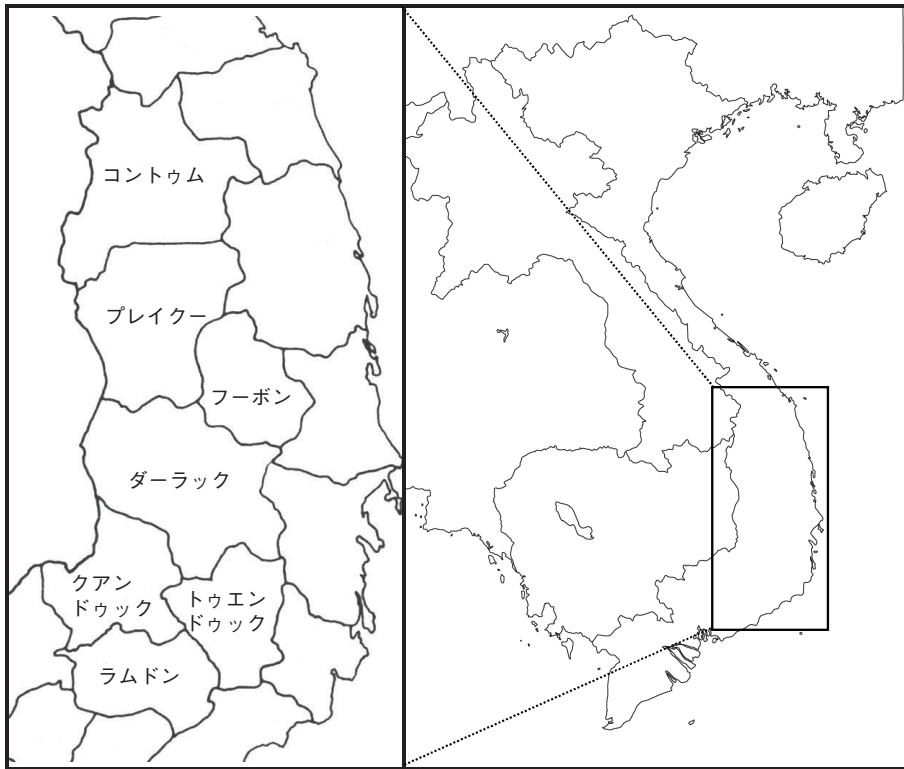
- I 前近代～植民地時代の土地政策
- II ゴ・ディン・ジエム政権時代(1955～1963年)の土地政策
- III 懐柔的な土地政策の成立
- IV 懐柔的な土地政策の問題点
おわりに

はじめに

本稿は、1955年から1975年まで南ベトナムを統治したベトナム共和国政府（以下サイゴン政権と表記）が中部高原^(註1)をどのように統治しようとしたのか、土地政策を事例に考察するものである。特に、サイゴン政権が、先住山地民

(*Đông-Bào Thượng*)^(註2)の土地所有権をめぐる問題に対し、いかなる政策を打ち出していたのかを検討することで、中部高原において人と土地をどのように統治しようとしたのかを解明する。一般的に中部高原とは、カンボジア・ラオスとの国境付近に広がる山地一帯のことを指す。サイゴン政権期1971年8月の人口統計によれば、行政区分上の中部高原^(註3)には先住山地民が約42万人、ベトナムのマジョリティ・キン族を中心とする開拓移民が約53万人いた(図1、表1参照)。当時、山地民とは20～30ほどの民族集団の総称であり、ジャライ族やエデ(ラデ)族などのマレー・ポリネシア語族と、バナ族や

図1 サイゴン政権期の中部高原概略図
(中部高原全省の総面積：499万9210ヘクタール)



出所) Hickey (1982b) を参照し筆者作成。

ムノン族などのモン・クメール語族に大別されていた。また、ほとんどすべての山地民は伝統的に焼畑耕作を行ってきた。近年、このような先住山地民と、新参の開拓移民との間で土地をめぐる争いが頻発している。これまでの研究では、この問題は、現共産党政権による新経済区政策や、ドイモイ以後における自由開拓移民^(注4)が問題の元凶であるという視点から分析されてきたが、これらの研究は1975年以後の時代、すなわちベトナム戦争が終結し、中部高原にまで社会主義体制が及んだ後の時代を検討の対象としたものである。

しかし現在の土地争いには、ベトナム戦争期、

中部高原を統治したサイゴン政権によって直接人と土地を管理する土地所有制度が急速に整備され、山地民と土地との関係が大きく変容したことも関係している。1955年から1975年まで存在したサイゴン政権は、戦争下にある中部高原において、北から浸透する革命勢力^(注5)を阻止して国家による均質な統治を敷くために、土地所有制度の整備に関連した様々な土地政策を実施した。現在の問題を、より長い時間軸の中で理解するためにも、これまで土地政策史という観点から検討されてこなかったサイゴン政権の中部高原統治を分析することは欠かせないと考える。

表1 1971年8月における中部高原の省別人口

省	人口				総計
	キン族	山地民	少数者 ²⁾	チャム族	
ダラット ¹⁾	82,586	130	70		82,786
コントゥム	51,624	65,383			117,007
ブレイクー	107,627	105,962		5	213,594
フーボン	13,173	51,363			64,536
ダーラック	115,235	107,575	11,423	25	234,258
クアエンドウック	22,620	15,429	403		38,452
トゥエンドウック	60,331	39,837	16,196		116,364
ラムドン	45,447	30,518	1,042		77,007
中部高原全省	498,643	416,197	29,134	30	944,004

(出所) Việt-Nam Cộng-Hòa (1972a, 54) を基に筆者作成。

(注) 1) ダラットはトゥエンドウック省内にある都市である。

2) 「少数者」(thiểu-số) とは、北ベトナムの山地少数民族のことを指す。

1954年、ベトナムが南北に分断された時に北ベトナムから南ベトナム領内に逃れた難民の中に、山地少数民族も含まれていた。

中部高原におけるサイゴン政権の土地政策それ自体に焦点を当てた歴史的研究がこれまでなかったのは、山地民がベトナム国家による統治政策に対して民族として抵抗する側面や、少数民族政策実施機関に属した山地民エリートの活動や動向が主な研究の対象とされてきたからである。たとえば、米軍系シンクタンク・ランド社 (RAND Corporation) (注6) の専門調査員であった人類学者ヒッキーは著書『森の中の自由』(Free in the Forest) で、ベトナム戦争中の中部高原での実地調査を基に、山地民の民族意識の生成について論じた [Hickey 1982b]。彼は、サイゴン政権のゴ・ディン・ジエム (Ngô Đình Diệm) 大統領が施行した北ベトナム難民・沿岸平野部小作農の中部高原への開拓移住政策や、山地民への民族同化・定住耕作化政策、山地民が、ジエム失脚後の1964年に暴動を起し、展開した自治・独立運動、そしてサイゴン政権と

妥協した山地民エリートが民族政策の実施に関わり、山地民の権利擁護に奔走していく過程を論じた。さらに、近年ザレミンク (Saleminck) が指摘しているように、ヒッキーは、山地民がキン族とは異質で、キン族を中心とするベトナム国家に対立する存在であるということを強調した [Saleminck 2003]。また、1975年以前に書かれたヒッキーのランド社への報告書 [Hickey 1964; 1967; 1971] やグエン・チャック・ジイの著書 [Nguyễn Trác Di 1970; 1972] は、山地民暴動以後の少数民族政策について詳細に触れており、中でも土地所有権問題を大きく取り上げている。しかし、少数民族政策機関に関わった当事者としての立場から描かれているため、1次資料として、政策史の観点から分析する必要がある。

このように、これまでの研究は、サイゴン政権による「民族」の統治政策や、その過程での

山地民の民族意識の形成をめぐる問題に関心が向けられてきた。しかし、サイゴン政権期における中部高原の歴史を検討した1975年以降の研究の中では、土地政策自体に焦点を当てた研究はまだない。つまり、サイゴン政権が国家の土地所有制度を行き渡らせて、革命勢力との抗争の場であった中部高原の農村地域を国家の統治領域として確保しようとしていたことを、政策史という観点から考察した研究はなかった。

サイゴン政権は、中部高原の土地を数量的に区画することによって、分割されたそれぞれの土地の所有者・面積・境界を確定し、厳密に管理しようとしていた。すなわち、それは、サイゴン政権が唯一の政治権力として、革命勢力などの他の政治勢力を排して、中部高原の土地とそこに居住する人々に対して、一元的な支配関係を成立させることを意味していた。このようなサイゴン政権の土地政策は、広大な敷地の中で耕作地が数年から15年ほどかけて循環する焼畑耕作の原理と相容れず、山地民の土地所有をめぐる問題を引き起こした^(注7)。そのため、当時の政策文書、人類学者の報告書・民族誌には、山地民の土地所有権に関わる問題が頻繁に取り上げられている。具体的には、焼畑耕作を行ってきた山地民村にサイゴン政権はいかなる土地所有制度を確立するべきか、という問題である。

本稿ではこれらの政策文書、人類学者の報告書・民族誌^(注8)などを分析し、1964年の山地民暴動後に打ち出された土地政策を中心に検討する。その上で暴動後のサイゴン政権が中部高原の人と土地をどのように統治しようとしていたのかという問題を、暴動以前の土地政策との違いに留意しながら、明らかにする。

構成は以下のとおりである。第Ⅰ節では、前

近代においてはグエン朝が在来の宗教的権威者を介して人と土地を統治していたこと、またフランス植民地行政は慣習法に基づいた土地支配を行っていたことを解説する。第Ⅱ節では、ゴ・ディン・ジエム大統領時代のサイゴン政権(1955~1963年)(以下ジエム政権と表記)を取り扱い、ジエム政権にとって重要であったのは、先住者である山地民自体の統治ではなく、開拓移民を利用して中部高原を領域として確保することだったことを明らかにする。当時、山地民は革命勢力側に協力しないように厳重に管理されるべき存在でしかなかった。したがって、その時代の土地政策は、山地民の焼畑地の所有権を否定し、革命勢力側に付かないように、山地民を国家の統治が及んでいる道路際の土地などに定住させるというものであった。第Ⅲ節では、1964年に起こった山地民暴動以後、サイゴン政権(1963~1975年)(以下ポスト・ジエム政権と表記)が山地民に対して行った懐柔政策を分析する。山地民暴動は、ジエム政権時代の土地政策が1つの大きな要因となり、鬱積していた山地民の不満が、政治運動という形で顕在化したものであった。これに対してポスト・ジエム政権は、山地民自体の統治の重要性を認識し、山地民を管理するだけではなく、政権に不満を抱く山地民を懐柔するために、彼らに、特別な権利を与える必要に迫られた。その土地政策は、焼畑耕作を続けてきた山地民の土地所有権を一定の枠組みの中で認め、山地民村において、平野部のキン族村とは異なる方法で、国家の土地所有制度を整備していくというものであった。第Ⅳ節では、Ⅲ節で論じた新しい土地政策の限界や新たに引き起こした問題について言及する。つまり、政策は打ち出したものの、ポスト・ジ

エム政権自身が承認したはずの輪耕型の焼畑にやはり冷淡であり、山地民が利用できるはずの村の公共用地の範囲も限られていて、新しい土地所有制度をめぐる新たな土地争いが生じていた状況を明らかにする。そして最後に、山地民暴動を契機に、領域の確保のために重要であるとみなされる対象が開拓移民から先住山地民に推移し、土地政策が、単なる開拓移民への土地の供与から、山地民村に適應しうる新しい土地所有制度の確立に拡大していく過程を振り返り、現代ベトナムにおいても、最も深刻な土地争いを抱える中部高原の問題の歴史的背景を考察する。

I 前近代～植民地時代の土地政策

伝統的な山地民社会に一般的な焼畑耕作は、森の一区画を伐採して火をつけて焼き、数年間利用した後、土地を放棄して別の土地へ移動し、その間に元の土地を回復させる過程を、数年から15年ほどのサイクルの中で行うというものであった。中部高原の山地民社会の多くには、村や親族集団ごとに農業や狩猟採集などに利用される土地があり、その土地を維持・管理する伝統的土地守護人がいた^(注9)。民族や地域によって性格が異なるものの、一般的に伝統的土地守護人には、数年間利用する村や親族集団の焼畑地を決定して各家族に分配したり、土地の精霊への儀礼を催したりする役目があった。森の開墾を始める際には、伝統的土地守護人の承認を必ず得る必要があった。この伝統的土地守護人の役割を請け負ったのは、主に村や親族集団の首長、あるいは長老であった [Việt-Nam Cộng-Hòa 1/1966, 40; Hickey 1967, 77-79, 96-97, 151-182;

コンドミナス 1993, 32, 34, 525]。村を超えた社会規模においては、「火の王」、「水の王」と呼ばれるジャライ族出身の首長が、周辺地域への巡回儀礼を通じて、中部高原一帯の諸民族に対して宗教的権威を誇っていた。前近代、つまり植民地時代以前において、グエン朝は、その「火の王」、「水の王」と朝貢関係を結んで中部高原を緩やかに統治し、一部の地域には人頭税を課していた [中田 1996, 127-131; 新江 2007, 115-174]。その支配は人に対するものであり、土地に対するものではなかった。商品作物生産もほとんど浸透しておらず、焼畑耕作は山地民の間で広く実践されていた。

中部高原において、国家による土地への支配が本格化するのには、1893年にシャム(タイ)とフランスとの間に条約が結ばれ、フランス領インドシナの境界が正式に画定されてからである。人口密度が低く、広大な土地を有する中部高原はフランスの直接統治下に置かれることとなり、プランテーションや町開発が進められた。植民地行政は、先住者である山地民の土地を徴用する際に、武力衝突が起ることを避けるため、山地民の間で語られている口頭伝承を収集して慣習法としてまとめ、それを取り入れた土地政策を実施しようとした。慣習法を編纂する過程で、前述した伝統的土地守護人の土地に対する役割を成文化し、土地徴用の際には伝統的土地守護人の承認を得るなどの慣習的手続きを踏んだ [Hickey 1982a, 297-308; Salemink 1991, 244-252]。

コンドミナスによれば、当時の中部高原では、焼畑民に対する徴税は土地を対象にしておらず、プランテーション労働などの焼畑民の賦役で支払われていた [コンドミナス 1993, 33]。また、

キン族の開拓移住が規制されていたこともあり土地に対する人口圧は低かった。さらに中部高原は地理的にフランス領インドシナの中に位置して他国と接しておらず、政治的重要性が低かったため、その土地への支配は徹底されていなかったといえる。このことは、焼畑耕作が植民地末期まで厳密には禁止されていなかったことからわかる。

II ゴ・ディン・ジエム政権時代 (1955～1963年)の土地政策

1954年のジュネーブ協定により、インドシナ3国(ベトナム・カンボジア・ラオス)へのフランスの植民地支配は終焉を迎えるが、同時にベトナムは南北に分断されることとなった。そして中部高原は、南ベトナムに誕生したサイゴン政権の統治下に置かれた。サイゴン政権は、ゴ・ディン・ジエム政権時代、ラオス、カンボジアの領土を通るホーチミン・ルートを通り、中部高原に進出する革命勢力に対抗し、以下4つの土地政策を実行して中部高原を国家の領域として確保しようとした。

第1に、土地開発計画(Land Development Program)の実施である。ジエム政権は大量の開拓移民を中部高原へ送り、土地開発センター(Land Development Center, *Dinh Điền*)と呼ばれる集住地に居住させた。開拓移民は主に北ベトナム難民や、土地不足に苦しむ沿岸平野出身の小作農から構成されていた。当時90～100万人ほどの難民が北ベトナムから南ベトナム領内に逃れており、この中にはカトリック教徒や元フランス軍兵士など反共的な立場の人々が多数いた[Hickey 1967, 81-82, 85; 1982b, 16; Việt-Nam Cộng-

Hòa 1957-1964]。また、南ベトナムの沿岸平野部では一部の大地所有者が土地を独占し、小作農の人口が飽和していた[桜井・石澤 1977, 231]。これらの難民や小作農が土地開発計画によって中部高原へ移住させられたのである。1963年までに、ジエム政権は土地開発センターへ計27万4945人を移住させ、11万2443ヘクタールの土地を1家族あたり平均1ヘクタール分配した[Hickey 1967, 82, 85]。サイゴン政権の公文書をまとめて発行していた『公報』(Cộng Báo)によれば、土地開発計画の目的は、(1)現在放棄されている土地を開墾するための技術・方法を模索・適用し、耕作面積を増大させること、(2)開拓移民に土地を移譲・分配すること、(3)開拓地の生産能力を増大させることであった[Việt-Nam Cộng-Hòa 1957, 103-TTP]。これに加えて、土地開発計画は、沿岸平野部の深刻な土地不足を解決し、農民の支持を獲得すること、また、その多くが反共的な立場にある北ベトナム難民を移住させて、中部高原への革命勢力の影響を退けることをその目的としていた[Hickey 1967, 81]^(注10)。

第2に、山地民定住計画(The Highlander Resettlement Program)の実施である。ジエム政権は、焼畑地に土地所有権を認めず、焼畑耕作を禁止した上で、全体の5分の1程度の山地民を定住センター(Settlement Center)と呼ばれる集住地に居住させた。その集住地はジエム政権の統治が及んでいる道路(highways)際の土地などに設置された[Republic of Vietnam 1963a, 14-15]。1963年末までに中部高原には137の定住センターが設置され、そこに9万人もの山地民が定住を強いられた。そこでは1家族あたり、わずか3分の1ヘクタール程度の土地しか山地民に

与えられなかった [Hickey 1967, 82, 85; 1982b, 60-63]。ジエム政権は、山地民の焼畑耕作を「移動生活」(nomadic way of life) と揶揄して、森林を喪失させてしまう原始的農業であるとみなし、それに替わるものとして平野部で実践されている稲作農業を山地民に強要した [Republic of Vietnam 1963a, 12-13]。当時、中部高原には北ベトナムの南北連絡補給路(ホーチミン・ルート)があり、革命勢力が少数民族工作をおこなっていた [古田 1995, 183]。ジエム政権が山地民定住計画を実施したのは、革命勢力の少数民族工作に対して、山地民を革命勢力の影響が及びにくい特定の土地に縛り付け、管理するためであったと考えられる。

第 3 に、戦略村 (Strategic Hamlet, *Ấp Chiến Lược*) 計画実施である。ジエム政権は村 (*Ấp*) を柵で囲み、住民に自衛団を組織させ、村や社 (*Xã*)^(注11) の巡回に従事させた [Republic of Vietnam 1963b, 4-5]。人口密集地から離れた場所に居住していた農民は、戦略村内への移住をよぎなくされた [Donnell and Hickey 1962, 6]。ヒッキーによれば、中部高原における土地開発センターと定住センターのすべてが戦略村となった [Hickey 1982b, 77-83]。1963年1月16日時点で、中部高原各省における完成した戦略村の数は計264村、建設中の戦略村数は計453村、戦略村全体の総人口は23万1984人であった [Republic of Vietnam 1963a, 21-27; 1963b: 22-23]。サイゴン政権・情報総理事務局 (the Directorate General of Information, *Nha Tổng Giám Đốc Thông Tin*) が発行した『ベトナムの戦略村』(*Viet Nam's Strategic Hamlets*) によれば、ジエム政権は「前線がないこの戦争では、共産主義者はサボタージュを実施するために村を利用しようとし

て」おり、戦略村計画は「明確な前線に沿って戦争することを共産主義者に課す」ための政策であった [Republic of Vietnam 1963b, 5-6]。したがって、中部高原における戦略村は、開拓移民や山地民を革命勢力から分離する目的で設置されたものであり、また土地開発センターや定住センターのような多数の住民が集住する特定の領域に、ジエム政権の影響力を確実に及ぼすためのものであった。

第 4 に、土地所有制度の整備である。ジエム政権は、1962年5月31日に農村改善第124号法令^(注12) を発布し、全国の農村や都市に、国家が規定した土地所有制度を整備しようとした。その内容は、土地の所有者、所有面積、所有地とその隣地間の境界、肥沃度合い、生産量を調査し、不動産価値を査定するというものであった^(注13)。これらのデータは地主帳、土地台帳、土地調査証書 (*Chứng Thư Kiến Địa*, いわゆる土地所有権証書) に記載されることとなった [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 124CTNT 31/05/1962]。このように国家が定める土地所有制度の整備を通じて、ジエム政権は、村において、それぞれの土地の所有者、面積、境界を確定し、土地とその領域に居住する人々を厳格に管理しようとしたと考えられる。

以上示した4つの土地政策から、ジエム政権が革命勢力の浸透を阻止し、中部高原を国家の領域として確保しようとしていたことは明らかである。革命勢力の活動に対抗して、ジエム政権は、深刻に土地が不足していた沿岸平野部の小作農に中部高原の土地を提供することで、農民の支持を得ようとした。また、その多くが反共的な立場にあった北ベトナム難民を中部高原各地へ移住させることにより、カンボジア・ラ

オス領を通るホーチミン・ルートを通過して中部高原に浸透する革命勢力の影響を退けようとした。一方で先住者である山地民は、その多くが焼畑地を奪われ、革命勢力と関わりを持たないように道路際の土地で定住を強いられ、平均1ヘクタールの土地を得た開拓移民と比較してその3分の1程度の土地しか提供されなかった。このようにジエム政権は中部高原社会を再編しつつ、革命勢力の侵入を防ぐために各村を柵で囲み、国家が規定した土地所有制度を整備することで、中部高原の土地とそこに居住する住民を厳密に管理しようとした。つまり、ジエム政権が中部高原を国家の領域として確保するために必要としたのは、小作農や難民を中心とする開拓移民であり、山地民ではなかった。焼畑耕作を行う山地民は、ジエム政権が中部高原を統治する上で重要性が低い存在であった。

これらのジエム政権の政策があまりに急進的に実施されたため、山地民社会には数々の問題が生じた。山地民は、伝統的居住地から引き離された上に、定住センターが戦略村となったため、革命勢力の攻撃対象となり、次第にサイゴン政権への不満を募らせた。その象徴的な出来事として、ジエム失脚後の1964年、2000人もの山地民による暴動がカンボジア国境付近の米軍基地で発生した^(注14)。サイゴン政権に対抗する勢力が、革命勢力の他に新たに形成された事態に、ポスト・ジエム政権は動揺した。この新興勢力が、さらに多くの山地民の支持を獲得し、また革命勢力と協力した場合、中部高原を国家の領域として維持することは困難になる。この事態を避けるため、ポスト・ジエム政権は、政権に対して不満を抱く山地民に、特別な権利を与えることにより懐柔しようとした。特に土地

政策において、ポスト・ジエム政権は焼畑地の土地所有権を認めるなど、キン族とは異なる方法で山地民村の土地所有制度を整備していくことで、中部高原を実効的に統治しようとしたのである。

Ⅲ 懐柔的な土地政策の成立

1. 中部高原統治の変容

山地民暴動の直後である1964年10月15日から17日にかけて、ポスト・ジエム政権は、暴動を起こした勢力をも含む、中部高原諸民族の代表を集めた全国大会 (*Đại hội toàn quốc*) を中部高原プレイクー (Pleiku) 省 (現ザーライー Gia Lai 一省) にて開催した。この大会で、山地任務特別委員会府 (*Phủ Đặc-Ủy Thượng-Vũ*) の設置が決定された^(注15)。この大会から4カ月後の1965年2月22日には、パナ族のポール・ヌル (Paul Nur)^(注16) という人物が同委員会府の委員長に指名された [*Việt-Nam Cộng-Hòa* 1/1966, 5-8; Hickey 1982b, 111-113]^(注17)。政権史上初めて山地民のエリートが民族問題を取り扱う官庁の大臣に任命されるなど、プレイクーにおける全国大会は、ポスト・ジエム政権が山地民を懐柔する姿勢に転換した契機であったといえる。

そこで以下では、暴動後のポスト・ジエム政権がジエム政権時代と比較してどのように統治方法を変容させたのかについて具体的に考察する。まず注目するのは、『月刊・山地任務』 (*Nguyệt-San Thượng-Vũ*)^(注18) [*Việt-Nam Cộng-Hòa* 1/1966] という雑誌の中で、ポール・ヌルが言及している「国民和同、同進」 (*Dân Tộc Hòa Đồng, Đồng Tiến*) という政策スローガンである。彼によれば、このスローガンは「キン族と山地

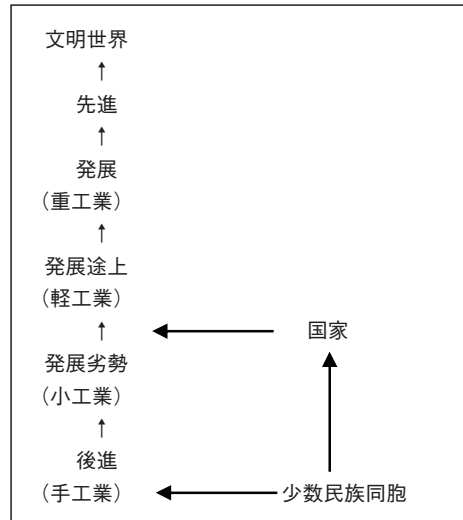
民の事実上の平等と団結」,「山地民同胞の風俗習慣の尊重」,「国民 (*Dân-Tộc*) の進歩の勢いに追い付くための山地民同胞への特別な支援」を指している [Việt-Nam Cộng-Hòa 1/1966, 6]。

このスローガンにおいて, 平等や団結, 風俗習慣の尊重にあたる「和同」は, 山地民をキン族と同等の存在として扱い, 独自の文化を尊重することを意味する。たとえば, 本節第3項にて後述するが, 暴動後の土地政策において伝統的な焼畑耕作 (*rẫy*) を続けてきた山地民は, 「定耕」 (*định canh*), 「輪耕」 (*luân canh*) という条件付きの形式ではあったものの, その耕作地の所有権を一定の範囲で認められた。

一方, 「同進」は「国民の進歩の勢いに追い付くための山地民同胞への特別支援」に相当するが, グエン・チャック・ジによる少数民族発展省出版の著書『少数民族評議会』 (*Hội Đồng Các Sắc Tộc*) [Nguyễn Trác Di 1970] に, そのスローガンの意図が明確に説明されている。同書では図2が描かれているが, この図から, 国家が発展劣勢から発展途上の中に位置している一方で, 少数民族同胞 (*Đồng Bào Sắc Tộc*)^(注19) が後進の段階に位置付けられていることがわかる。図2についてグエン・チャック・ジは次のように説明する。

少数民族発展活動の目標は, 少数者 (*người Thiếu-số*) が国民 (*Dân-tộc*) の進歩の勢いに追い付くよう支援することである。中部高原の建設活動の目標は, 国家を発展劣勢から発展・進歩した国家とみなされる地点まで引き上げることである。当然のことながら, 現在キン族と少数者双方の(進歩—引用者注)程度には落差がある。一方は後進, もう一方は

図2 国家と少数民族の関係



(出所) Nguyễn Trác Di (1970, 156)。

発展劣勢である。少数者が進歩のために支援を受けると同時に, キン族(あるいは一般的に国家—*Quốc Gia*)は世界の進歩文明の勢いに追い付くよう進歩しなければならない。…(中略)…(少数者が—引用者注)後進の状況から着実に現在のわれわれの国家の水準にまで進むためには, 長い時間を費やさなければならない [Nguyễn Trác Di 1970, 156-157]。

上記の文で「キン族(あるいは一般的に国家—*Quốc Gia*)」と述べられているように, キン族は国家と同義に捉えられている。また, 国民 (*Dân-tộc*) とはキン族のことである。少数民族(上記では少数者)は国民と明確に区別され, より劣った存在として理解されている。したがって, 劣位にある少数民族 (*Sắc Tộc*) である山地民を, 国民 (*Dân-tộc*) であるキン族と同等の位置まで引き上げるために支援するというのが上文の主旨である。このことから, ポスト・ジェ

ム政権は、キン族優越主義的な国家像を描きつつも、国家を発展させるためには、山地民を新たに重点的に統治する必要性を認識していたといえる。

以上より、ポスト・ジエム政権では、暴動をきっかけに、中部高原統治において重要であるとみなされる対象が開拓移民から先住山地民に推移し、山地民村に適応しうる新しい政策の成立の必要性が意識されたと推察される。つまり、中部高原の領域を確保し続けるためには、山地民に焼畑地における所有権を与えるなどして、彼らにサイゴン政権を支持させなければならないと暴動を機にポスト・ジエム政権は、強く認識するようになったのである。このことを以下、土地政策を分析することによって明らかにしたい。

2. 土地政策立案に関与した組織

最初に、山地民暴動後の中部高原における新たな土地政策が、いかなる組織、人物によって立案されたのかを検討したい。当時の土地法令^(注20)や政策文書、人類学者の報告書の分析から、以下大きく3つの組織が、山地民を対象にした土地政策の立案に関わっていたことが推測される。

第1に、土地改革・農漁発展省 (*Bộ Cải-Cách Điền-Địa và Phát-Triển Nông Ngư-Mục*) が挙げられる。本節で引用した土地法令のほとんどは同省の大臣名義で公布されている。土地法令は、この土地改革・農漁発展省から、中部高原を含むすべての省 (*Tỉnh*) や各省に設置されていた土地局 (*Ty Điền-Địa*) に通達されることになっていた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c]。

第2には、土地法令の中でたびたび土地改

革・農漁発展省と連名となっている少数民族発展省 (*Bộ Phát Triển Sắc Tộc*) が挙げられる。少数民族発展省は、1967年8月29日033/67法令^(注21)により、前述の山地任務特別委員会府が省 (*bộ*) に格上げされる形で成立した政府機関である [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 033/67]。この省の役人は主に山地民エリートから構成されていた。たとえば、1975年までに少数民族発展省大臣を務めたのは、前述したバナ族のポール・ヌル、続いてジャライ族のナイ・ルエット (*Nay Luett*)^(注22) など、過去に自治権要求運動に関わった経歴をもつ山地民の政治指導者であった。土地改革・農漁発展省が山地民を対象とした土地法令を公布するようになった背景には、少数民族発展省が政策立案に影響を与えていたことが関係している。たとえば1969年9月16日土地改革・農漁発展省1396号法令には以下のように述べられている。

輪耕の場合、付与する面積が合情合理 (*hợp tình hợp lý*、皆が納得し、かつ合理性にかなうこと—引用者注) の範囲内で、土地所有権が山地民に与えられる。… (中略) …我々の省は各家族に与えられる輪耕地の最大面積に関して、少数民族発展省と協議 (*thỏa hiệp*) し、その後各位 (中部高原の各地方省—引用者注) に公表する [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 1396/CCĐĐNNM/VP/2]。

このことから、土地改革・農漁発展省は、山地民への土地政策を決定する際には、少数民族発展省と協議の場を設け、合意を得る必要があったことがわかる。その具体例として、次のエピソードが挙げられる。土地改革・農漁発展

省は、1969年11月28日土地改革・農漁発展省788号議定^(注23)で、山地民の焼畑地に関し、1家族あたり最大10ヘクタール基準で土地所有権を与えることを決定していた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, Nghị-Định Số 788-CCĐĐNNM/H]。この決定に対して少数民族発展省は、山地民の土地慣習を考慮して、家族ばかりでなく、村の土地にも権利が与えられるべきであると、土地改革・農漁発展省に対して主張していた [Hickey 1982b, 203-204; Việt-Nam Cộng-Hòa 1974, 2]。その結果、本節第5項で詳述するが、家族の私有地や、村の公共用地から成る主要生活圏を山地民村に設置する政策が実施されることになった。このように、少数民族発展省は山地民暴動後の土地政策の立案に決定的な役割を果たしていたといえる。

第3には、少数民族発展省の政策に影響を与えていた米軍系シンクタンク・ランド社が挙げられる。米軍は、1960年代初めには南ベトナムへの軍事介入を本格化していた。ザレミンクによれば、同時期に米軍は対ゲリラ対策を中部高原で実施するため、山地民問題の解決に力を入れ始めていた [Saleminck 2003, 211-240]^(注24)。そのため、ランド社は専門調査員を中部高原に派遣して山地民問題に関する情報を収集していた。それらの情報の中で特に少数民族発展省の政策に影響を与えたのは人類学者ヒッキーの研究成果である。少数民族発展省の『村発展方法の研究プロジェクト』(*Dự-Án Nghiên-Cứu Phương-Thức Phát-Triển Bùn-Áp*)には、謝辞にヒッキーの名が記され、同著の参考文献の中にも彼の著作が含まれている [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973b]。また、1964年から1971年の間に出版された計5冊のランド社発行の彼の著書では、山地民政策、

特に土地問題に関する政策の改善案がポスト・ジエム政権に向けて提案されている。少数民族発展省を経由して、米軍は間接的に新たな土地政策に影響力を及ぼしていたものと考えられる^(注25)。

以上述べた3組織が、山地民暴動後における土地政策の立案に関与していたといえる。より具体的には、米軍と関わり深いランド社が少数民族発展省の山地民政策に影響を与え、少数民族発展省が土地改革・農漁発展省の政策立案に介入し、土地改革・農漁発展省が土地政策を実際に作成していたものと考えられる。このことは、山地民暴動後、政情不安定化した中部高原の領域を維持する上で、ポスト・ジエム政権が、米軍の後ろ盾を得た山地民エリートの存在も軽視できない状況に追い込まれていたことを明確に示している。

3. 土地所有権付与と焼畑耕作の限定的容認

前述したように1967年8月29日に少数民族発展省が成立し、同日034/67号法令が国家指導委員会主席名^(注26)で公布された。この034/67号法令によって、山地民に対し焼畑地の所有権を与えることなど、新たな土地政策の施行が決定された。ジエム政権が焼畑地における山地民の所有権を認めなかったことを考えれば、この新たな土地政策の開始は中部高原統治の変容を顕著に示すものである。そこで以下では、新しい土地政策が山地民の土地所有権を具体的にどのように規定したのか、考察したい。

034/67法令では、山地民の耕作方法を定耕と輪耕に分類し、それぞれの耕作方法に応じて山地民の所有地の確定作業を実施することが決まった。また同法令では、キン族の村 (*Áp*) と

区別するために、山地民村を指してブオン (*Buôn*) という用語を使用している [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 034/67]^(注27)。当時、山地民村の中で所有地を確定する作業は、土地調査 (*kiến điền*) と呼ばれた。これは、土地の所有者、所有面積、所有地とその隣地間の境界などを調べる作業のことであった [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 1396/CCĐĐNNM/VP/2]^(注28)。続いて1969年9月16日土地改革・農漁発展省1396号法令では、土地調査を実施する上で、定耕、輪耕が以下の通り規定された。

定耕 (*định canh*)：定耕地とは、毎年絶えず耕作され、土地が開墾し尽くされても、放棄されない土地のことである。たとえば、各種農産物が植えられている土地、または工業作物、多年生作物各種が植えられている土地である。定耕地は、戦場地となったり、伝染病が発生したり、天災が起こったために一時的に耕作することができない属地 (*đất thuộc*)、あるいは放棄地を含む。開墾し尽くされたことを理由に放棄された土地は含まない^(注29)。

輪耕 (*luân canh*)：輪耕地は、山地民同胞が、毎年絶えず耕作し続ける技術の運用を知らないため、休閑させている土地 (原文内のかっこ補足で「休耕 *hưu canh*」) のことである。定期サイクルが終了すると、元に戻って再び耕作される。たとえば、山地民同胞の焼畑 (*rẫy*) と呼ばれているような土地である [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 1396/CCĐĐNNM/VP/2]。

ジエム時代、焼畑は森林を消失させる原始的な農業とされ、焼畑を行う者は「移動生活」 (*nomadic way of life*) をしていると認識され

[Republic of Vietnam 1963a, 12-13]、山地民は焼畑地の所有権を否定された。輪耕地への所有権の付与は、ジエム時代に土地を追われた山地民を懐柔するために打ち出された政策であり、山地民の伝統的農業を容認している点で、ジエム時代の土地政策と明白に異なる。つまり、これは、山地民暴動後に土地政策の狙いが、中部高原における領域の確保だけでなく、土地の所有者を認定することを通じた山地民の支配にも定められたことを示している。

しかしながら一方で、上記の引用文では、山地民が「技術の運用を知らない」と言及しているように、焼畑 (*rẫy*) を含意している輪耕が、ジエム時代と同様に後進的な耕作方法とみなされていることがわかる。また、定耕 (*định canh*) と対比されるべき農業方法として輪耕 (*luân canh*) という用語が使われたことに注目したい。同法令では、「たとえば山地民同胞の焼畑 (*rẫy*) のような土地」であると述べられているように、輪耕地が焼畑 (*rẫy*) の一種として取り扱われている。少数民族発展省によって出版されたグエン・チャック・ジイの『ベトナム少数民族同胞——起源と風俗——』 (*Đông Bào Các Sắc Tộc Thiểu Số Việt Nam: Nguồn Gốc và Phong Tục*) [Nguyễn Trác Di 1972] では、焼畑は、(1)固定型の焼畑 (*rẫy cố-định*)、(2)輪耕型の焼畑 (*rẫy luân-canh*)、(3)移動型の焼畑 (*rẫy du-canh*) の3つに分類されている [Nguyễn Trác Di 1972, 219-223]。

(1)固定型の焼畑とは、災禍が起こるなど一時的に村を移動する必要がある場合を除き、耕作地を変えない山地民の焼畑方法である。平地のキン族の農業技術を受容した山地民の畑作 (*ruộng*) と同様の範疇に分類され、このタイプ

の焼畑を行う山地民には明確な土地所有権意識が存在している [Nguyễn Trác Di 1972, 219-220] と述べられている。このことから、固定型の焼畑は、法令文における定耕の範疇に入れられていたと考えられる。

(2) 輪耕型の焼畑は、1つの地域内において、3～4回の収穫を経た後に別の場所へ移動し、森を伐採して火をつけて焼き、耕作する過程を周期的に繰り返す焼畑方法である。この焼畑方法は「改進」(*cải tiến*)、つまり改良して進歩させる必要があり、政権は土地調査によって明確に耕作範囲を確定すべきことが言及されていて、先ほどの固定型の焼畑よりも移動性が高いためやや遅れた耕作方法と認識されているようだが、それでもこの焼畑方法を実践する山地民には「土地所有権意識がある」 [Nguyễn Trác Di 1972, 220-222] とされている。この輪耕型の焼畑は、法令文における輪耕に等しいと考えられる。

(3) 移動型の焼畑は、2～3回の収穫で他の土地へ移動するが、一度放棄した土地にはもう戻らない場合がある焼畑方法である。この焼畑方法を行う山地民にはまだ個人 (*cá nhân*) の土地所有権意識が存在せず、伝統的土地守護人であるポーラン (後述) の権威が及ぶ範囲内における共同耕作地 (*khu-vực canh-tác chung*) での所有権意識があるに過ぎないとされている。移動型の焼畑を実践していた10万人もの山地民は、1962年以後、革命勢力から逃れて定住センターに定住し、「改進」された耕作方法を行うようになったことが述べられている [Nguyễn Trác Di 1972, 222-223]。この移動型の焼畑は、その実践者に土地所有権意識がまだ備わっていないことを理由に、法令では認められなかったと考えられる。

以上より、ポスト・ジエム政権は、最も明確に所有権が確定できる耕作方法、すなわち定耕を実践することが望ましいとし、土地所有権意識の存在が確認できるという限定的な条件でのみ焼畑を容認したことがわかる。さらに、その焼畑も「改進」する必要があると考えていたのである。

4. 土地調査と伝統的土地守護人の発見

1969年7月15日首相府076号法令では、土地調査班を設立し、山地民居住地域の土地調査を実施することがうたわれた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 076-SL/CCĐĐ/CN]。また、1969年9月16日1396号法令には、土地調査が終了した土地に、土地管理制度を適用する旨が記された。これは、土地調査によって決定された土地の面積、境界、所有者などを土地台帳に記入し、土地調査証書 (*Chứng Thư Kiến Địa*, いわゆる土地所有権証書) を山地民に交付することで、永続的に土地を管理し続けるシステムを構築しようとするものである [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 1396/CCĐĐNNM/VP/2]。土地管理制度の実施は、ジエム時代の1962年5月31日の農村改善第124号法令においてもすでに言及されている。新たな土地政策は、その土地管理制度を、ジエム時代には無視されていた山地民の土地慣習、特に焼畑耕作に配慮しつつ、山地民村にも適用しようとするものであった。

土地慣習を考慮する試みとして、政策立案者が土地調査班の構成員の中に、山地民村の伝統的土地守護人を含めたことは着目すべき点である。前述したように、この伝統的土地守護人は、フランス植民地時代に、山地民との衝突を避けるために慣習法を分析したフランス人によって

土地所有者として発見され、利用された。そこで以下では、暴動後の土地政策において、この伝統的土地守護人が政策立案者によってどのように解釈され、利用されたのかを考察したい。1969年9月16日1396号法令では、伝統的土地守護人について以下のように述べられている。

土地調査班及び行政委員会の中には次の者がいる。

3世代の証人：3人から成り、山地民の風俗に従う人々で、村 (*buôn*) あるいは社 (*xã*) における青年、中年、老年世代^(注30) の代表である。これらの証人は村、あるいは社によって推挙される。

ポーラン (*Pô Lăn*)：山地民の風俗に従い、村の中で一生生活し、村の土地を統括し、熟知している人である。いずれの場所においてもこのポーランがいた場合、土地調査班や行政委員会にその人物を候補者として推薦する [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 076 - SL/CCDD/CN, 1396/CCĐĐNNM/VP/2]。

まず、上記の文で言及されているポーランの存在について説明したい。元々ポーランとは、山地民の民族グループの1つであるエデ族の克蘭^(注31)の土地守護人のことであった。ザレミンクによれば、フランス植民地時代、中部高原ダーラック (*Darlac*) 省 (現ダクラク—*Đắk Lắk* 一省) の行政官であったサバティエは、エデ族居住地域の土地から開拓者を締め出すために、エデ族の土地慣習を研究する過程で、村におけるポーランの役割を発見した。そして、慣習法を編纂する際に、ポーランの土地に対する役割を成文化した [Salemink 1991, 244-252; 2003,

233]^(注32)。

暴動後、このサバティエ編纂の慣習法を研究した土地政策の立案者達は、山地民村における伝統的土地守護人の役割を再び発見した。ここで、土地法令を策定した経緯を理解するため、まず、当時の政策立案に関与していたと思われるヒッキー執筆によるランド社の報告書『南ベトナムにおける山地の人々』 (*The Highland People of South Vietnam*) [Hickey 1967] の記述を検討する。

著者の民族誌的調査のなかに含まれる (民族—引用者注) グループのうち、エデ族にだけ比較的複雑な土地保有 (*land-tenure*) の決まり事がある。その決まり事は、エデ族の母系的親族システムに関係している。… (中略) …フランス行政は、エデ族居住地において入植希望者が土地に入札する度、エデ族が (土地に対する—引用者注) 権利を主張することを知っていた。ベトナム政府が伝統的なエデ族のシステムを維持するかどうかについては、エデ族居住地の土地保有委員会と協力して土地登記委員会^(注33) が決定しなければならない [Hickey 1967, 91]。

このようにヒッキーは、エデ族社会には複雑な土地慣習が存在しており、フランス植民地時代と同様に、ポスト・ジエム政権もこのエデ族の土地慣習に関心を払うべきであると主張している。同じくヒッキーによるランド社の報告書『南ベトナム山地における主な民族グループ』 (*The Major Ethnic Groups of the South Vietnamese Highlands*) [Hickey 1964] の中で、彼はエデ族の土地慣習について詳しく説明している。

エデ族の土地はクランごとに分かれている。… (中略) … (クランにおける一引用者注) シニア・ラインの最年長の女性はポーラン, あるいは土地所有者 (proprietor of the land) と呼ばれる^(注34)。その女性は, 土地を所有する権利をもつ。… (中略) … (クランの一引用者注) 土地において焼畑耕作を希望する者は必ずその女性の許可を得なければならない [Hickey 1964, 45-46]。

この文において, ヒッキーはエデ族のクランの土地を所有する最年長の女性をポーランだと解釈している。また, 山地任務特別委員会府 (後の少数民族発展省) の雑誌『月刊・山地任務』 [Việt-Nam Cộng-Hòa 1/1966] には, 次のようにポーランに関する説明が書かれている。

中部高原のあらゆる地域に, (土地を一引用者注) 統括するポーラン, あるいは「地主」がいる。… (中略) … チル族, ムノン・ガル族などのポーランは, 毎年地域の民衆全員のために耕作場所を決定する。それゆえ, ポーランは村における民衆の耕作地の境界をよく熟知している [Việt-Nam Cộng-Hòa 1/1966, 40]。

この文におけるポーランは, エデ族のクランの土地を所有する最年長の女性に限定されておらず, 山地民社会一般に存在し, 村の土地を統括する人物として広い意味で理解されているが, このことによって, 土地法令に記されたポーランは, 山地民の村の土地を確定する作業に招集された伝統的土地守護人であったと考えられる。次に, 土地法令において, ポーランの他に

「3世代の証人」という伝統的土地守護人が言及されていることに注目したい。ベトナムの民族学者グエン・チャック・ジイによる少数民族発展省出版の政策研究書『ベトナム少数民族同胞』 (*Đông Bào Các Sắc Tộc Thiểu Số Việt Nam*) には以下のように伝統的土地守護人が説明されている。

定住耕作, 焼畑耕作のどちらを行っているかにかかわらず, 彼ら (山地民一引用者注) には, 家族, 村, 部落, 民族それぞれにおいて, 土地所有権に関する明確な観念が存在している。… (中略) … それぞれの村には土地の世話人がいる。それはエデ族では「ポーラン」 (*Polăn*), ジェ族では「サル・ジャ」 (*Sal-Ja*), チュル族では「ポー・イア」 (*Po-Ea*) と呼ばれている。… (中略) … 現在ポーランの役割はすでに多くの場所で尊重されていない。しかし, 進歩の勢いに従って, 山地民同胞の土地所有権に関する意識は明白に先鋭化している。土地を転売する場合, (土地を一引用者注) 買う人は, 土地区域の売買を検証する老年, 中年, 青年の証人を招く儀式をしなければならない。そのため, 証明書や文書がなくとも, すべての人は皆その3世代の証人それぞれの所有権を尊重しなければならない [Nguyễn Trác Di 1972, 126-128]。

グエン・チャック・ジイは, 山地民社会においてポーランの役割が衰退しつつあるものの, 土地所有権意識が高まっていることを指摘している。そして, 土地売買に立ち会う人物として, 3世代の証人が言及されている。上記の説明によれば, 3世代の証人とは, 山地民村において

尊重されなくなったポーランの役割を引き継ぎ、一定の土地区画を事実上所有している生き証人達であることがわかる。文脈から、グエン・チャック・ジイはこの3世代の証人の存在を、エデ族のみならず、山地民一般に拡大して使用していると考えられる。また『月刊・山地任務』[Việt-Nam Cộng-Hòa 1/1966]には、3世代の証人が以下のように説明されている。

個人 (*cá nhân*) に対して、山地民の不成文の法は、耕作者の土地所有権を公認している。土地を転売する場合、老年、中年、そして特に重要な青年の3世代の証人とともに、土地の外で儀式を行わなければならない。この3世代(の証人—引用者注)が契約書の代わりとなる [Việt-Nam Cộng-Hòa 1/1966, 40]。

上記の文はグエン・チャック・ジイの説明とほぼ同様であるが、3世代の証人が個人 (*cá nhân*) の土地所有権を公認する人物として理解されていることは、重要な点である。これより、土地法令における3世代の証人は、私有地の確定作業に招集された、一定の土地区画における伝統的土地守護人であったと考えられる。

焼畑耕作を主流とする山地民村において、土地調査を実施し、村民の所有地を確定していくためには、最初に伝統的土地守護人を発見する必要があった。つまり、政策立案者は、この伝統的土地守護人の意見を積極的に取り入れて村民に土地を分配すれば、村の公共用地(後述)や私有地の確定が円滑に進むと考えたのである。したがって、フランス植民地行政と同様、ポスト・ジエム政権も山地民との衝突を避けるため、山地民村に国家の土地所有制度を導入する際は、

伝統的土地守護人の存在に注意を払うようになったといえる。

5. 主要生活圏の設立と所有地の確定

1970年11月9日首相府138号法令により、村の公共用地、定耕地、輪耕地など、多様な形式で所有地を確定していく「主要生活圏」(*khuvực sinh sống-chính*, Main Living Area) 計画が山地民村で実施されることになった。この計画は、山地民の村 (*Buôn*) を主要生活圏という特別区域に指定した上で、複雑に混在している区分された土地を国家が整理し、所有地・所有者を明確に決定していくものであった。そこで以下では、主要生活圏計画によって具体的に所有地の確定作業がどのように実施されたのかを検討する。最初に、138号法令において、主要生活圏内に存在する土地が以下のように分類されたことに着目したい。

本日、それぞれの山地民村 (*Buôn-Áp Thượng*) にて、現在耕作している土地、輪耕地、居住地、社の公共用地 (*đất công-sản tư-dụng Xã*)^(註35) から構成される主要生活圏を設立する [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 138 - SL/ThT/PC2]。

上記の文で書かれている「社 (*Xã*) の公共用地」とは、事実上、主要生活圏となった「村 (*buôn*) の公共用地」のことを指している^(註36)。政策文書によれば、村の公共用地において、山地民は「農業生産 (*trồng trọt*) や 牧畜 (*chăn nuôi*) 用の土地を追加し、木材や薪、あるいは他の林産物資源を採取するために森を開拓することができる。… (中略) …村の公共用地の利

用を希望する場合、村および社の役所に連絡する必要がある」[Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a, 9,17]。ポスト・ジエム政権が山地民の村自体に土地使用権を与える決定を下した理由は、伝統的な山地民の村の土地や、その土地を維持・管理する伝統的土地守護人の存在に、政策立案者が配慮したことが考えられる。たとえばヒッキーは、1967年のランド社の報告書の中で次のように政策提言している。

焼畑耕作が行われる地域では、村の土地に公有の権利 (corporate title) を与えたらどうか。これは、村の権威 (者) がその権利を保持しつつ、村の住民が公有する所有制度のことを意味する。… (中略) …村は公有する主体を代行し、土地の利用を規制する。… (中略) …伝統的に数多くの山地民は村の土地を持つが、その土地は、権利付与の基準となるべきものである [Hickey 1967, 91]。

このように村の土地に権利を与えるべきとするヒッキーの提唱は、主要生活圈計画における村の公共用地の設置に繋がったと考えられる。もっとも村の公共用地以外の土地には、それぞれ定耕、輪耕方法に準じて、私的土地所有権が与えられることとなっていた。主要生活圈計画では、以下の基準で、山地民に私的土地所有権を与えることが138号法令の中で述べられている。

上にて言及した主要生活圈において測定される (土地—引用者注) 面積に関して、定耕方法で耕作する場合、(主要生活—引用者注) 圏の中に居住する各家族 (gia-dinh) (註37) に基

本 (最大で一引用者注 (註38)) 10ヘクタール、輪耕方法で耕作する場合、20ヘクタールが与えられる [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 138-SL/ThT/PC2]。

少数民族発展省は、村の公共用地だけでなく、各家族にも土地所有権が与えられるべきであるとポスト・ジエム政権に対して主張していた [Hickey 1982b,203; Việt-Nam Cộng-Hòa 1974, 2]。その理由として、第1に、定耕地の土地所有権に関しては、商品経済が山地民村の一部にすでに及んでおり、商品作物栽培を行う山地民が一定数存在していたことが考えられる。たとえば、ヒッキーによれば、植民地時代からコーヒー栽培が普及していた中部高原ダーラック省には、1971年時点で、コーヒー農地が計531ヘクタールあり、326人ものエデ族のコーヒー農園経営者が登録されていた [Hickey 1971, 11]。138号法令にて述べられている定耕地における土地所有権の付与は、このような一部の山地民の利益に資する政策であったと考えられる。また、前述したように、定耕の範疇の中に入れられた固定型の焼畑への配慮も、定耕地に所有権を与えた理由として挙げられるだろう。

第2に、焼畑地を含意する輪耕地に土地所有権を設定したのは、政策立案者が、山地民を懐柔するために輪耕型の焼畑の伝統に配慮したためと考えられる。ただし、焼畑地を私有地とみなし、所有面積の上限を定め、その土地境界を固定するという政策は、伝統的な輪耕型の焼畑の継続を事実上不可能にすることに等しかったといえる。たとえば、トゥエンドウック (Tuyên Đức) 省 (現ラムドン—Lâm Đồng 一省) の定住センターを調査した人類学者ボルク (Volk) は、

山地民暴動後にポスト・ジエム政権によって実施された土地政策が山地民の農業形態を大きく変容させるものであったことを指摘している。山地民の中には、耕作範囲が固定されたために、焼畑の休耕期間を短縮したり、キン族の農業技術を模倣して水稲耕作に切り替える者もいたようである [Volk 1979, 173-184]。このことから、輪耕地に土地所有権を与える政策は、山地民の定耕化のために、山地民を懐柔する必要に迫られたポスト・ジエム政権の苦肉の策であったと推察される。

これまで村の公共用地、定耕、輪耕用の土地について説明してきたが、各山地民村に設置された主要生活圏は、具体的に以下の地域を対象としていた。1971年6月5日土地改革・農漁発展省6409号法令^(註39)によれば、主要生活圏は(1)山地民が長い間生活を営んできた伝統村 (*Buôn, ấp cổ truyền*)、(2)定住村 (*Buôn, ấp định cư*)^(註40)、(3)治安悪化のため現在放棄されている山地民の生れ故郷の村 (*Buôn, ấp nguyên quán*) に設置されることとなった。6409号法令によれば、戦争によって住民が退去し、放棄されている村地は、依然その地を故郷とする住民の所有地である。そのため、治安が改善し、主要生活圏が設置された定住村に居住する人々の一部、あるいは全員が帰郷を望む場合、確定された主要生活圏の境界線は暫定的な境界線として扱われる。仮にこの主要生活圏における一部の住民の故郷への帰還事業が終了した後、永久に主要生活圏に留まることを希望する人々を対象に、所有地の境界線が正式に確定される [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 6409/ CCĐĐ NNN/ HCTC.3]。つまり、主要生活圏内における土地所有権の有効期限は、主要生活圏に居住する住

民の選択によって、暫定的にすることも、恒久的にすることも可能であった。このような措置は、ジエム政権の土地政策によって伝統村から引き離され、定住センター(定住村)での生活を強いられた数多くの山地民の強い要求を汲んだ対応であったと考えられる。

政策文書によれば、1973年12月31日までに中部高原全省^(註41)において総面積139万2931ヘクタールに相当する1326村に主要生活圏が設置された。また、3万2353人の山地民家族代表者に土地所有権の証書が交付され、総面積8万6503ヘクタールの土地面積が調べられた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1974, 9]。この統計に従えば、中部高原全省において、ほぼすべての山地民村に主要生活圏が創設され、中部高原総面積の約28パーセントの土地面積が調べられ、山地民1家族に、平均2.7ヘクタールの私有地が付与された^(註42)。

IV 懐柔的な土地政策の問題点

1. 輪耕型焼畑に対する消極的姿勢

本節では、山地民暴動後に打ち出されたポスト・ジエム政権の土地政策が、山地民を懐柔するという点において、いかなる問題があったのかを検討する。最初に本項では、ポスト・ジエム政権が輪耕地における土地所有権などを付与して山地民を懐柔しつつも、一方で輪耕型の焼畑に対して消極的姿勢を取っていたことに着目したい。このことを示す事例として、1970年11月9日138号法令で規定された土地面積の基準と、山地民村に配布された政策ガイドブックに記された基準との間に相違があることが挙げられる。138号法令では、定耕の場合、基本(最大で)10ヘクタール、輪耕の場合、20ヘクター

ルの私有地を付与することになっていた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 138-SL/ThT./PC2, 6409/CCĐĐ NNM/HCTC.3]。一方、1973年に少数民族発展省から出版された『山地民同胞のためのガイドブック』[Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a]では、輪耕、定耕の面積基準が、以下の通り説明されている。

問：山地民同胞のそれぞれの家族に、所有権が確認される、あるいは付与される土地面積はどれくらいなのですか。

答：場合によります。

場合1：その山地民同胞の家族が、定耕方法に従って耕作する場合は、無制限に所有権が確認されます。つまり、(耕作地の—引用者注)ヘクタールが大きければ大きい程、それだけ所有権が付与されます。

場合2：輪耕方法に従って耕作する場合は、それぞれの家族に最大でも10ヘクタールしか所有権が付与されません(つまり、同胞が輪耕方法に従って耕作する場合、たとえ10ヘクタール以上であったとしても、10ヘクタールしか付与されません) [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a, 10-11]。

上記の文では、輪耕よりも定耕を選択した方がより多くの所有地を得られるという説明がされている。138号法令とは異なり、所有される定耕の面積が無制限とされている一方、輪耕の面積は最大でも10ヘクタールと半減している。この説明を通じて、政策ガイドブックの作成者は、定耕を推奨しつつ、主要生活圏で生活する山地民に対して、定耕か輪耕かの二者択一を迫っていたものと考えられる。このように、法

令と政策ガイドブックの間に説明の相違が見られることの原因として、ポスト・ジエム政権は、政策を実際に施行する段階において、輪耕を認めることができなかったことが考えられる。第Ⅲ節第3項で分析したように、土地政策の立案者は、土地所有権を明確に確定できないことを容認し難いこととみなしていた。それゆえ、法令の中では広範な意味を含む焼畑 (*rẫy*) という用語はほとんど使われず、山地民の中で土地所有権意識が確認できる焼畑方法に対してのみ、定耕 (*định canh*)、あるいは輪耕 (*luân canh*) という用語が当てられたことを先に指摘した。

ポスト・ジエム政権は、山地民に懐柔的な姿勢を示すため、土地所有権意識が確認できるという限定的な条件で、法令上は輪耕型焼畑を認めた。しかしながら、実際に政策を実施する段階になって、定耕と比べて所有権の範囲を確定し難い輪耕型焼畑に消極的な姿勢を取り始めたものと推察される。このようなポスト・ジエム政権の本音を体現しているのが、政策ガイドブックにおける上記説明文である。山地民暴動後のポスト・ジエム政権は、懐柔的な姿勢を示し、強制的な措置は取らなくなったものの、ジエム政権と同様に移動性が高い焼畑耕作に否定的な見解を持ち、山地民の定耕化を図っていたといえる。

2. 公共用地の使用範囲制限

第Ⅲ節で述べたように、村の公共用地は、伝統的な山地民の村の土地に配慮して設置され、主要生活圏の中で唯一、村に土地使用の主体が置かれている土地であった。しかし実際には、主要生活圏の中で使用できる公共用地の範囲は制限されていたと考えられる。その根拠として、

たとえば、1970年11月9日138号法令では以下のように記されている。

私有耕作地や国有林地（永久森林と一時森林^(注43)）以外で、…（中略）…主要生活圏の境界範囲内に位置する公共用地は、山地村（*buôn áp thượng*）の人民が利益を享受できるように、公共の社（*Xã*）に付与される [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 138 - SL/ThT/PC2]。

この文において、山地民村に設置された主要生活圏の中で、公共用地以外に、私有地（上記では私有耕作地）ばかりでなく、「国有林地」と呼ばれる土地が言及されていることに着目したい。続く1971年6月5日6409号法令では、主要生活圏内に含まれる土地は、(1)住居地を含む山地民の私有地、(2)キン族、あるいは外国人の私有地、(3)国有林地、(4)公共用地^(注44)に分類されている。同法令によれば、主要生活圏の村民が、国有林地の一部の開墾を希望する場合、その開墾希望地を公共用地に変更（*cải hóa*）する手続きを行う必要があるとされている。この変更手続きを行う際、一時森林ならば、村民は地方行政を通じて土地改革・農漁発展省の承認を得る必要があるが、永久森林の場合、土地改革・農漁発展省に加えてさらに政府首相の承認を得なければならなかった [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 6409/ CCĐĐ NNM /HCTC.3]。

このように、山地民村を懐柔するために設置された主要生活圏においても、国有林地に指定された森林地帯の利用は著しく規制されており、山地民が実際に公共用地として利用できる範囲は限定的であったといえる。『山地民同胞のためのガイドブック』 [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a]

によれば、主要生活圏の中で人口が増え、耕作地の需要が増加しても、土地調査によって一度確定された主要生活圏の境界線はそれ以上拡張されないことになっていた。その代わりに住民は主要生活圏外の土地の利用を申請することができるようになっていた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a, 9]。しかし、戦争によって多くの土地が放棄されている状況の下、主要生活圏外において土地が与えられたとしても、実際には安全に耕作できない土地が存在したと推察される。そのため、主要生活圏では戦争難民などによる人口増加に対して土地の供給が間に合わず、耕作地不足が生じ、山地民の農業に多くの弊害を引き起こしていたものと推察される。

3. 土地不法占拠と土地売買をめぐる混乱

1970年代前半、中部高原の山地民村に土地所有制度が整備されていくとともに、山地民と開拓移民の間で新たな土地争いが起こり始めた。ヒッキーによれば、1971年と1972年において、少数民族発展省はキン族による土地奪取について山地民から約1800件の被害報告を受け取っていた。その報告のほとんどは中部高原ダーラック省のものであった。この時期、ダーラック省の放棄されたプランテーション^(注45)目当てに、サイゴン政権の軍人や富裕層が競って土地を占拠し始めたのである。サイゴン市場でコーヒー価格が急騰していたことも、この土地占拠に拍車をかけていた。この問題に直面した少数民族発展省は、問題に関心な各地方省（*tỉnh*）に対し、不満を抱いていた。当時の少数民族発展省大臣ナイ・ルエットは土地紛争解決委員会を組織し、この問題の対処に当たらせた [Hickey 1982b, 226-227]。1971年11月30日首相府174号法

令^(注46)は、このような背景を基に、全国の省知事 (*tỉnh trưởng toàn quốc*) に向けて作成されたものである。同法令では、山地民とキン族間の土地争いは直接的に言及されていないものの、当時の中部高原における不法土地占拠が具体的に説明されている。

首相府は、次のことを認知している。すなわち、いくつかの省において、政権機関によって規制されていない国有地 (*Đất Công Sản Quốc Gia*)^(注47) を勝手に不法占拠している者、また、たとえば宗教 (*tôn-giáo*)・協会 (*hiệp-hội*) などの名義借用に関する法律を常々調べている者がいることである。彼らは100~1000ヘクタールもの広大な森林保護区域を占有して、国家財源を開拓している上、植生を伐採して耕作するために、夜更け、司法機関の承認を得ていないトラクターや耕運機を使用している。多くの省において地方政権は、上にて言及したことを薄情にも阻止しないばかりか、上で述べた人々の不法行為を合法化するために、森林の変更 (*cải hóa*) を中央政権に要請している。もし適切・有効な対処方法がなされなければ、この問題は公共財産に大きな損失を与えるだろう。この損失は徐々に国有林地を蝕み、公共秩序を悪化させる。この状況を阻止するべく、私^(注48)は、国有地の不法開拓、および不法占拠・耕作を禁止するための次の解決方法を、各省が実施するよう要請する。

—トラクター、耕運機、農業用自動車などを暫定的に没収する。

—事情を聴取するため、各公民を暫定的に逮捕する。

—不法に土地を占有する者を法廷に起訴する記録書類を作成する [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 174/TT/Th.T/PC2/4]。

この174号法令では、国有地に指定された森林保護区域、すなわち国有林地における不法占拠の問題とその取り締まりの強化が述べられている。国有林地は山地民村に設置された主要生活圏の中にも存在していたため、不法占拠の問題は山地民村にも及んでいたことは明らかである。前項で説明したように、国有林地は公共用地に変更 (*cải hóa*) する手続きを行い、行政の使用許可を得なければ開墾できない土地であり、その土地の利用を山地民は厳しく規制されていた。しかし、上記の法令文からも明白であるように、不法占拠者は、法の網目を潜り抜けるために何らかの協会や宗教団体の名を騙るなどして、巧みに土地占拠を合法化しようとしていた。不法占拠者はある程度法律に関する知識があり、トラクターなどの大型機械を購入できるほどの経済力を持った人々であったと推察される。また、各地方省がこれら不法占拠者と癒着して森林の開墾を容認していたことから、174号法令が指摘している不法占拠者は、恐らく前述した軍人や富裕層などの有力者、そして彼らに雇われた労働者達のことを指している。かつては自由に耕作できた森林地帯の利用を、土地政策によって厳しく制限された山地民からしてみれば、これら不法占拠者による国有林地の開墾は許し難い行為であったといえる。このことより、少数民族発展省が山地民から受け取った土地奪取に関する数多くの報告は、174号法令で指摘されている土地不法占拠によるものであったと考えられる。

また、新たな開拓者による合法的な土地の買収に関しても、山地民の中には不満を示す者がいた。たとえば、ヒッキーによれば、あるエデ族の役人が村とクランに属する土地をキン族に売却した後、伝統的な土地守護人であるポーランが売却された土地の権利を主張し始めた [Hickey 1982b, 226]。この問題の根底には、懐柔的な土地政策によって、私的土地所有権が山地民に付与されたことがある。『山地民同胞のためのガイドブック』 [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a] によれば、私有地における土地所有権証書（土地調査証書，*chứng thư kiến điền*）を行政から受け取った後、土地所有者はこの証書を介して、個人間の土地売買をすることが可能となった。また、この証書を担保に「農業発展銀行」（*Ngân Hàng Phát Triển Nông Nghiệp*）と呼ばれる金融機関から借金できるようになった [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a, 8-14, 21-22]。この結果として、ヒッキーの事例が示しているように、各私有地の土地所有者の中には村やクランの土地を管理していた伝統的土地守護人の承認を得ないまま、土地を売買したり、抵当に入れる者が出てきたものと考えられる。しかし、多くの伝統的土地守護人はこの事実を受け入れることができず、開拓者への土地の売却に反対した。たとえば懐柔的な土地政策によって新しい土地所有制度が整備されても、在来の土地慣習は山地民村に依然として一定の影響力を持っていたといえるだろう。

以上論じてきたように、新たな土地政策をめぐって、山地民と開拓者、また山地民同士の間で争いや認識の相違が生じていたことがわかる。サイゴン政権成立以降、山地民社会は急激な再編を迫られ、土地奪取者も中部高原へ続々と進

出する中、ポスト・ジエム政権が新たに導入した土地所有制度は住民の間で定着しておらず、混乱状態は絶えず続いていたものと考えられる。

おわりに

本稿の目的は、サイゴン政権が、中部高原において、先住山地民の土地所有権をめぐる問題に対し、いかなる政策を打ち出していたのか、特に山地民暴動後の土地政策を中心に考察することで、人と土地をどのように統治しようとしたのかを明らかにすることであった。以下、これまで論じてきたことを整理し、結論を示したい。

第I節では、前近代からフランス植民地時代までにおいては、政治権力による土地への統治が徹底されていなかったため、土地所有制度を介した人の統治はほとんど行われていなかったことを指摘した。前近代においては、在来の宗教的権威者を介してグエン朝による統治が中部高原に及んでいたが、その支配対象は土地ではなく人であった。フランス植民地時代においては、行政が山地民の土地を徴用する際に武力衝突を避けるため、伝統的土地守護人の役割などを明文化した慣習法に基づき、土地支配を始めた。しかし、当時の中部高原は土地に対する人口圧が低かったことに加え、周辺に他の植民地支配勢力などの政治的脅威が存在せず、土地への統治は徹底されなかったため、サイゴン政権期と比較すれば、焼畑耕作は厳しく規制はされていなかった。そのため、サイゴン政権以前は、焼畑耕作を行う山地民に対して、国家の土地所有制度を介した統治も厳密に行われてはいなかったと考えられる。

第Ⅱ節では、南ベトナムに誕生したサイゴン政権がゴ・ディン・ジエム時代（1955～1963年）に実施した土地政策を分析した。ジエム時代の土地政策は、革命勢力の浸透に対し、中部高原の土地を国家領域として確保することを目的としていた。ジエム政権は、革命勢力の活動に対抗して、大土地所有者の土地独占によって自らの所有地を持たない沿岸平野部の小作農を中部高原に移住させ、彼らに土地を提供することで農民の支持を獲得しようとした。また、その多くが反共的な立場にあった北ベトナムからの難民も中部高原各地に移住させることで、革命勢力の拡大を妨げようとした。一方、先住の山地民に対しては焼畑耕作を禁止し、ジエム政権の統治下にある道路際の土地などでの定住を強いた上、開拓移民と比較して小規模な土地しか与えなかった。このようにジエム政権は、革命勢力の侵入を防ぐために各村を柵で囲み、国家の土地所有制度を整備することで、中部高原の住民（山地民および開拓移民）と土地を厳しく管理しようとした。しかし、ジエム時代、中部高原を国家領域として確保する上で重要とされた住民は、山地民ではなく開拓移民であった。土地を奪われた山地民は厳重に管理されるべき存在でしかなかった。

第Ⅲ節では、ジエム時代の土地政策に起因する山地民暴動を機に、ポスト・ジエム政権が、山地民村に適応可能な新しい土地所有制度を確立しようとしたことを明らかにした。新しい土地政策の立案には、暴動後に設置された少数民族発展省や、米軍系シンクタンク・ランド社が関与しており、当時のポスト・ジエム政権は米軍を後ろ盾にした山地民エリートの存在を軽視できない状況にあった。この新しい土地政策で

は、伝統的な焼畑耕作を、山地民の中で土地所有権意識が確認できる固定型の焼畑、輪耕型の焼畑に限定して容認したこと、また、伝統的な山地民村の土地の概念を考慮して、村の公共用地を設けたことが特筆すべき点として挙げられる。具体的な政策の実施方法は、山地民村を主要生活圏という特別区域に指定した上で、山地民の土地を村の公共用地、定耕地・輪耕地（私有地）に整理・分類し、所有地・所有者を明確に決定しようとするものであった。その際、ポスト・ジエム政権は山地民との衝突を避けるために、植民地時代と同様に各山地民村に存在する伝統的土地守護人に特別な関心を払い、その意見を取り入れようとしていた。したがって、暴動後のポスト・ジエム政権は、伝統的な土地慣習に配慮した土地所有制度を山地民村に新規に導入することで、山地民と彼らの生活領域を統治しようとしたといえる。

第Ⅳ節では、Ⅲ節で論じた土地政策が、実際には山地民を懐柔するという点において3つの大きな問題を孕んでいたことを指摘した。第1に、ポスト・ジエム政権は山地民の中で所有権意識が確認できるという限定的な条件で法令上は焼畑を認めたものの、実際には輪耕型の焼畑に対しては消極的な見解を持ち、山地民の定耕化を推進していた。第2に、山地民村に設置された主要生活圏においても、国有林地に指定された森林地帯の利用は規制されており、山地民が村の公共用地として利用できる範囲は限られていた。第3に、新たな開拓者による国有林地の不法占拠、私有地の売買や抵当をめぐる山地民間の争いなどが生じていた。すなわち、新しい土地所有制度は住民の間で定着しておらず、混乱状態が続いていた。

このように多くの問題を抱えつつも、ポスト・ジエム政権が新たな土地政策を立案し、施行することができた背景には、1968年に革命勢力がテト攻勢の軍事的失敗で力を弱め、国家運営が一時的に安定し始めていたことが関係している。実際、本稿第Ⅲ、Ⅳ節で引用した資料のほとんどがテト攻勢後の1969年以降に作成されている。しかしながら、ポスト・ジエム政権の政治的安定は長くは続かなかった。サイゴン政権の後ろ盾となっていた米軍は1973年のパリ和平協定をもってして南ベトナムから撤退する。革命勢力は、米軍の再介入の可能性がないと判断すると、75年1月頃から再び攻勢に出た。結局、山地民暴動後に打ち出された懐柔的な土地政策は、めざましい成果を得られないまま、1975年4月30日にサイゴン政権が消滅することによって打ち切られることになった。これにより、ジエム時代における土地政策の失敗をもとに打ち出された懐柔的な土地政策をもってしても、サイゴン政権は中部高原の山地民と土地を統治できなかつたことがわかる。しかし、その土地政策を検証する意義は十分にある。なぜなら、現代においても、中部高原の土地問題は解決をみておらず、現政権の重要な懸案の1つであり続けているため、その背景を知るためには、歴史的な流れを理解しておく必要があるからだ。

本稿では、サイゴン政権が、その成立から消滅まで終始一貫して、中部高原を国家領域として確保する上で必要な人々に、土地を提供することを試みていたことを示した。ただし、ジエム時代と山地民暴動後とは、国家が必要とする人々の構成と統治方法が大きく異なっていたといえる。ジエム政権は、平野部にいた小作農や北ベトナム難民を中心とする開拓移民を重視

し、彼らに中部高原の土地を提供する一方で、焼畑耕作を行う山地民の土地を奪い、彼らを道路際の土地などに定住させた。その土地政策は、開拓移民を利用して中部高原の領域を確保することを目的としていた。

一方、暴動後のポスト・ジエム政権は、ジエム時代に土地を失い、軽視されていた山地民の土地慣習や社会状況に配慮し、彼らの所有地を確定しようと試みた。ポスト・ジエム政権は、中部高原を国家領域として維持し続けるためには、同政権に不満を抱く山地民を対象に懐柔的な土地政策を立案・施行し、彼らの土地所有権を法的に保証する必要があることを認識したのである。それゆえ、中部高原の統治において重要であるとみなされる対象が、開拓移民から先住山地民に推移し、土地政策が、単なる開拓移民への土地の供与から、山地民村に適応しうる新しい土地所有制度の確立に拡大したと結論付けることができる。

本稿で論じたサイゴン政権の土地政策が、現在の中部高原の土地問題にどのように影響しているのか、具体的にはほとんど明らかにされていないが、問題の背景になっていることは明らかであろう。1975年以降、中部高原が社会主義政権下に置かれると、すべての土地は国有化され、農業の集団化政策が実施された。しかし、1980年代後半になると、ドイモイ（刷新政策）が開始され、土地を個々の農民に再分配する事業が中部高原でも行われた。この土地の再分配事業に、サイゴン政権期に実施された土地調査や土地所有権付与がいかなる影響を及ぼし、その結果が現在の土地問題とどのように関連しているのか、今後はこれらの問題にも取り組みたい^(注49)。

(注1) サイゴン政権期、「中部高原」(*Cao Nguyên Trung Phần*) という名称が一般的に使われていたが、現共産党政権下では、同地は「テイグエン」(*Tây Nguyên*, 西原の意) と呼ばれている。本稿ではサイゴン政権の政策を検討しているため、「中部高原」という名称で表記を統一する。

(注2) *Đông-Bào Thượng* の直訳は「上同胞」である。「上」とは、高地、または山地のことを指す。「同胞」とは、キン族側が少数民族を指す時にしばしば使用する用語である。したがって本稿では、サイゴン政権が政策文書の中で使用していた「上同胞」を指して「山地民」という用語を使用する。

(注3) 行政区分上の中部高原(サイゴン政権期)は、図1で示されている各省から構成されていた。

(注4) ベトナム共産党は1976年の南北統一以降、それまでサイゴン政権下にあった中部高原へ100万人以上の住民を移住させる一方、焼畑耕作を主生業としていた山地民に定住耕作を強いた。ドイモイ(刷新政策)が始まってからは、コーヒー栽培などに適している中部高原へ多くの人々が自由移住し土地を占拠した。現政権の土地政策や開拓移住については、すでに新江(2007)やHardy(2003)の先駆的な成果がある。

(注5) 1960年末に成立した南ベトナム解放民族戦線は、北ベトナムの指導下にありつつも、共産主義と無関係な人々も取り込んでいた[古田 1995, 162-163]が、本稿では革命勢力とは北ベトナムの共産主義者、及び南ベトナム解放民族戦線のことを指すこととする。

(注6) ランド社ホームページには、同社の歴史が手短かに書かれている。この概略史で特に注目すべき点は、ランド社の方針が、冷戦の対立構造の中で、アメリカの国家防衛に関して展開してきたことである (<http://www.rand.org/about/history/>)。ベトナム戦争時、米政府とランド社は非常に密接な関係にあったと考えられる。

(注7) なぜなら、焼畑地には、一定の範囲内

の土地区画とその資源を、排他的、永続的に耕作していると思われる個人、または家族規模の私的所有者が存在していないものと、国家の土地所有制度を推進する為政者は考えていたためである。ヒッキーによれば、ジエム時代、焼畑耕作を行う山地民は明確な領域観念をもたない人々とみなされた [Hickey 1982b, 17]。

(注8) 政策文書は公報、山地民問題に関する法律文書、政策概説書、雑誌などである。これらの資料は1975年にサイゴン政権が消滅してからほとんど顧みられることがなく、したがって本格的に使用されたことがかつてなかった文書である。人類学者の報告書・民族誌は、主に1975年以前のベトナム戦争中に書かれたものである。これらは主にアメリカや南ベトナムの人類学者、民族学者らによって書かれたもので、大半は山地民に関わる政策に供するために作成された。

(注9) 山地民の居住地は耕作地が遠く離れたり、疫病や災害などが発生した場合は、移動することもあった [Hickey 1967, 95; コンドミナス 1993, 32]。

(注10) しかし、中部高原に移住した数多くの開拓移民は、度重なる革命勢力の襲撃によって治安が悪化した土地開発センターを去った。また、センターに残った住民も次第に革命勢力と協力するようになり、結果的に多くのセンターは革命勢力の支配下に置かれるようになった [Hickey 1967, 82-83]。

(注11) 社は村 (*Áp*) よりも1つ上の行政単位のことである。社は、複数の村によって構成されていたものであったと考えられる。

(注12) 法令のタイトルは「社、および都市における土地調査・管理事業の条項」である。

(注13) 当時、住民の所有地を確定する作業は、土地調査 (*kiến điền*) と呼ばれた。土地調査という用語は、山地民暴動後の土地政策においても、同様の意味で使用されている。

(注14) この暴動を起こした勢力はフルロ (*FULRO, Front Unifié de Lutte des Races Opprimées*, 被抑圧民族闘争統一戦線) と称し、

暴動後まもなくして「ベトナム人（キン族—引用者注）が山地民から奪った領土を取り返す」との声明を発表した [Hickey 1982b, 54, 99-100]。

(注15) 山地民問題を取り扱う政府機関は最初1957年7月3日に山地社会作業局 (*Nha Công-Tác Xã-Hội Miền Thượng*) として設立された [Hickey 1982b, 12]。山地民暴動後、同局は山地任務特別委員会府 (*Phủ Đặc-Ủy Thượng-Vũ*) として政府直属機関となった。さらに1967年に省 (*Bộ*) に昇格し、少数民族発展省 (*Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc*) となった。

(注16) ポール・ヌルは1926年に生れ、カトリック教徒であった。1958年の山地民の自治権要求運動に参加し投獄される。釈放後コントゥム省山地社会作業局の局長代理を務めていた [Hickey 1982b, 47-60, 304]。

(注17) 1967年に少数民族発展省が設立されると、ポール・ヌルは同省の初代大臣に就任した [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 033/67]。

(注18) *Thượng Vũ* の直訳は、「上務」である。しかし *Thượng* は「山地」、*Vũ* は「任務、仕事」などを意味することから、「山地任務」と本稿では翻訳した。

(注19) 暴動後のサイゴン政権は、少数民族を指して *Sắc Tộc* という用語を政策文書の中で頻繁に使用するようになった。*Sắc Tộc* の直訳は「色族」であるが、本稿では意識して「少数民族」としている。グエン・チャック・ジイの著書『少数民族会議』によれば、この *Sắc Tộc* の範疇には中部高原の山地民、平野部のチャム族、また難民として中部高原に移住した北ベトナムの山地民が含まれた [Nguyễn Trác Di 1970, 45-59]。

(注20) 本稿では、暴動後に山地民村を対象として公布された、土地所有に関する法令 (*Sắc Luật*) を一括りに「土地法令」と称することとする。なぜならそれぞれの法令が、公布時期は異なるものの相互に関連性があり、その内容が山地民村における土地所有制度の確立という1つの目的に集約されているためである。

(注21) 法令のタイトルは「少数同胞に対する特別規制の公布」である。

(注22) ナイ・ルエットは1935年生まれ、カトリック教徒である。山地民の自治権要求運動に参加したことにより投獄され、後に釈放される。彼はフィリピンの国際米研究所で教育を受けた [Hickey 1982b, 52-53, 223-224, 305]。

(注23) 議定のタイトルは「山地民同胞の各家族に対し所有権が付与される輪耕地における最大面積の決定」である。

(注24) 対ゲリラ対策の一環として、米軍は山地民の一部を、CIDG (Civilian Irregular Defense Group) と呼ばれる特殊部隊として組織していた。

(注25) ヒッキーは戦後に書いた自著の中では、米軍やサイゴン政権への彼の政策提言がたびたび無視されたこともあったと述べている [Hickey 1982b, 195-196]。

(注26) 国家指導委員会主席 (*Chủ Tịch Ủy-Ban Lãnh-Đạo Quốc-Gia*) とは、後のポスト・ジエム政権の大統領グエン・ヴァン・ティエウ (Nguyễn Văn Thiệu) のことである。034/67号法令の文末には、「中将 (Trung-Tướng) グエン・ヴァン・ティエウ」の名が記されている。

(注27) 土地法令では、山地民の村に *Buôn áp* という用語が使われることもあり、ブオン (*Buôn*) は、キン族の村を指すアップ (*Áp*) に当たる、山地民居住地域の行政単位であったと考えられる。また、土地改革076号法令では、政策を施行する上で中部高原の行政単位が省、郡、社 (*Xã*)、ブオン (*Buôn*) の順番で記されているように、ブオンは社の下位に位置づけられた山地民居住地域の行政単位であったと考えられる [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 076 - SL/ CCĐĐ / CN]。

(注28) この調査は、中部高原に居住するキン族の土地に対しても実施された [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a, 10]。

(注29) 「開墾し尽くされたことを理由に放棄された土地」とは、一時的に放棄された焼畑地のことを指していると考えられる。

(注30) 原文では3世代の証人は、少年 (*thiếu*

niên), 中年 (*trung niên*), 壮年 (*tráng niên*) と記されている。一方で他の政策文書では, 3 世代の証人はそれぞれ, 青年 (*thanh niên*), 中年 (*trung niên*), 老成 (*lão thành*) と書かれているものもあり, 表記が一致していない。このような原文の差異は, 単に著者が異なるために生じたものと考えられる。そのため, 本稿ではこの3 世代の証人を「青年, 中年, 老年」の表記で統一する。

(注31) クランとは, 共通の祖先を持っているという意識を共有している集団のことである。

(注32) サバティエの慣習法の中では, ポーランは土地所有者 (*Propriétaires du Sol*) として解釈されている [Sabatier et Antomarchi 1940, 279-286]。

(注33) ヒッキー著『南ベトナムにおける山地の人々』(*The Highland People of South Vietnam*) [Hickey 1967] によれば, 土地登記委員会とは内務省の管轄下にある組織であった。

(注34) ヒッキーは, サバティエの慣習法に書かれている *Propriétaires du Sol* というフランス語を, *proprietor of the land* と翻訳している。

(注35) "*đất công-sản tư-dụng Xã*" の直訳は「社の私用公産地」であるが, これは社が独占的に使用できる公共財産としての土地のことを指している。したがって本稿では "*đất công-sản tư-dụng Xã*" を「社の公共用地」と訳している。

(注36) 社 (*Xã*) は, 村 (*Buôn*) の上位をなす地方行政単位である。したがって, 正確に言えば「社の公共用地」は「村の公共用地」ではない。ただし, 社は複数村の集合体であり, 村の民意を最も反映させやすい行政単位である。また, 政策文書によれば, 社に付与された公共用地を実際に利用するのは, 主要生活圏となった山地民村 (*Buôn-Áp Thượng*) の住民である [Việt-Nam Cộng-Hòa 1973a, 9]。したがって, 土地使用の主体は事実上, 山地民村にあったと考えられ, それゆえに本稿では「社の公共用地」を「村の公共用地」とみなす。

(注37) 政策文書によれば, 夫と妻, 未婚の子で1 家族とされ, 子が結婚した場合は独立家族

とみなされた [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 6409/CCĐĐ NNN/HCTC.3]。

(注38) 土地法令で示された各耕作法の面積は最大の面積のことである [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 6409/CCĐĐ NNN/HCTC.3]。

(注39) 土地改革・農漁発展省6409号法令のタイトルは, 「各山地民村 (*Các Buôn Ấp Thượng*) での主要生活圏の設立」である。この法令は, 少数民族発展省と連名の法令である。

(注40) ゴ・ディン・ジエム時代に中部高原各地に設置された定住センターのことであると考えられる。

(注41) 本稿において中部高原全省とは, 図1で示したようにコントゥム省, プレイクー省, フーボン省, ダーラック省, クアンドゥック省, トゥエンドゥック省, ラムドン省のことを指す。

(注42) 1970年5月時点の統計によれば, 中部高原全省の村数は, キン族村が261村, 山地民村が1123村であった [Hickey 1971, 63]。1971年8月における中部高原全省の人口は, キン族が49万8643人, 山地民が41万6197人, またサイゴン政権期における中部高原全省の総面積は, 499万9210ヘクタールであった [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972a, 53-54]。中部高原全省において主要生活圏が設置された村落数が1326村に上ることから, 主要生活圏計画の対象には, 山地民村だけでなく, キン族村も含まれていたものと考えられる。

(注43) JICA Knowledge Site 「森林に関する国際的基準・指標」によれば, 永久森林は「法律により保護され, 永久的な森林被覆が維持されている公有, 私用地」のことを指す (<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/98613d223b59981449256d8e00278b9a?OpenDocument>)。このため, 一時森林とは「法律によって一時的に保護されている森林が存在する公有・私有地」を示す用語であると考えられる。

(注44) 原文では「国有地」(直訳は国家公産地, *Đất Công Sản Quốc Gia*) となっているが, 6409号法令によれば, 主要生活圏において国有林地を除く国有地は, 村の公共用地のことを指

している [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 6409/CCĐĐ NNN /HCTC.3]。

(注45) かつてフランス人が設立したプランテーションの多くが、戦争によって放棄された。

(注46) 法令のタイトルは、「国有地における不法占拠問題への揺るぎない解決方法とその運用」である [Việt-Nam Cộng-Hòa 1972c, 174/TT/Th.T/PC2/4]。

(注47) 注44でも述べたように、直訳は「国家公産地」である。

(注48) この土地法令で述べられている「私」とは、同法令の最後に付されている署名から、チャン・ティエン・キエム (Trần Thiện Khiêm) という人物である。この人物は首相府の関係者であったと推測される。

(注49) 2001年、2004年に中部高原で土地や宗教をめぐる問題に端を発する山地民暴動が発生したが、その暴動にアメリカに亡命した山地民のプロテスタント系宗教組織が関わっていた。そのため、外国人研究者は現政権に警戒され、現状では中部高原においてフィールドワークを行うことは難しい。将来的に調査が可能になった場合は、調査村を決めて定点調査を行い、土地問題の生成過程を山地民の農村社会の視点から歴史的に解明したい。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 石井米雄・桜井由躬雄編 1999.『東南アジア史 I——大陸部——』山川出版社。
- 樫永真佐夫 1998.「多民族国家ベトナムにおける『民族法』制定と仏領期の慣習法研究——ベトナム中部高原少数民族の慣習法研究を例に——」『南方文化』25巻: 41-55.
- コンドミナス, G. 1993.『森を食べる人々』(橋本和也・青木寿江訳) 紀伊國屋書店。
- 桜井由躬雄・石澤良昭 1977.『東南アジア現代史 III——ベトナム・カンボジア・ラオス——』山川出版社。
- 新江利彦 2007.『ベトナムの少数民族定住政策史』

風響社。

- 杉島敬志 1999.「土地・身体・文化の所有」杉島敬志編『土地所有の政治史——人類学的視点——』11-52. 風響社。
- 中田友子 1995.「ヴェトナム中部高原少数民族における交易に関する覚書き」『歴史と構造』23巻: 3-16.
- 1996.「国家の狭間としての中部高原——ジャライの火の王・水の王の事例から——」『人類学から見たベトナム社会の基礎的研究——社会構造と社会変動の理論的検討——』126-134. 朋文社。
- 古田元夫 1995.『ベトナムの世界史——中華世界から東南アジア世界へ——』東京大学出版会。

〈ベトナム語文献〉

- Nguyễn Trắc Di 1970. *Hội Đồng Các Sắc Tộc: Một Tân Định-Chế Dân-Chủ của Đệ II Cộng-Hòa Việt-Nam* [少数民族会議——ベトナム第2共和国の新民主制定——]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省]。
- 1972. *Đồng Bào Các Sắc Tộc Thiếu Số Việt Nam: Nguồn Gốc và Phong Tục* [ベトナム少数民族同胞——起源と風俗——]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省]。
- Việt-Nam Cộng-Hòa [ベトナム共和国] 1957-1964. *Công-Báo* [公報]. Việt-Nam Cộng-Hòa [ベトナム共和国]。
- 1/1966. *Nguyệt-San Thương Vụ* [月刊・山地任務]. Phủ Đặc Ủy Thương-Vụ [山地任務特別委員会府]。
- 1967. *Các Sắc-Tộc Thiếu-Số Việt-Nam* [ベトナム少数民族]. Phủ Đặc Ủy Thương-Vụ [山地任務特別委員会府]。
- 1,4~9/1967. *Nguyệt-San Thương Vụ* [月刊・山地任務]. Phủ Đặc Ủy-Thương-Vụ [山地任務特別委員会府]。
- 1968. *Lược Sử Cao Nguyên Trung Phần tại VN* [ベトナム中部高原略史]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省]。
- 4/1968. *Nguyệt-San Thương Vụ* [月刊・山地

- 任務]. Phủ Đặc Ủy-Thượng-Vụ [山地任務特別委員会府].
- 1969. *Chính Sách Phát-Triển Sắc-Tộc của Chính Phủ Việt Nam Cộng Hòa* [ベトナム共和国政府の少数民族発展政策]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1970. *Vấn-Đề Nâng Đỡ Đồng-Bào Các Sắc-Tộc và Chương-Trình Phát-Triển Sơn-Thôn* [少数民族同胞の支援問題と山村発展プログラム]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1972a. *Chính Sách Phát-Triển Sắc-Tộc của Chính-Phủ Việt-Nam Cộng-Hòa* [ベトナム共和国政府の少数民族発展政策]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1972b. *Dự-Án Nghiên-Cứu Thực Trạng Hành Chánh và Chánh Trị của Đồng Bào Các Sắc-Tộc* [少数民族同胞の行政・政治状況の研究プロジェクト]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1972c. *Hồ Sơ Nguyên Tắc về Chương-Trình Cải-Cách Điền-Địa Liên-Quan đến Đồng Bào Thượng* [山地民同胞関連の土地改革プログラムについての記録書類]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1973a. *Cấm-Nang Dành cho Đồng-Bào Thượng: Những Điều Cần Biết về Cải-Cách Điền-Địa Liên-Quan đến Đồng-Bào Thượng* [山地民同胞のためのガイドブック——山地民同胞関連の土地改革についての確認事項——]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1973b. *Dự-Án Nghiên-Cứu Phương-Thức Phát-Triển Buôn-Áp* [村発展方法の研究プロジェクト]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 1974. *Thành-Quả Công-Tác Kiến-Điền Thượng* [土地調査作業の成果]. Bộ Phát-Triển Sắc-Tộc [少数民族発展省].
- 〈欧米語文献〉
- Donnell, John C. and Gerald C Hickey 1962. The Vietnamese 'Strategic Hamlets': *A Preliminary Report*. RAND Corporation.
- Dournes, Jacques 1980. *Minorities of Central Vietnam: Autochthonous Indochinese Peoples*. London: Minority Rights Groups.
- Hardy, Andrew 2003. *Red Hills: Migrants and the State in the Highlands of Vietnam*. Copenhagen: NIAS Press.
- Hickey, Gerald C. 1964. *The Major Ethnic Groups of the South Vietnamese Highlands*. RAND Corporation.
- 1965. *The American Military Advisor and His Foreign Counterpart: The Case of Vietnam*. RAND Corporation.
- 1967. *The Highland People of South Vietnam: Social and Economic Development*. RAND Corporation.
- 1969. *U.S. Strategy in South Vietnam: Extrication and Equilibrium*. RAND Corporation.
- 1971. *The Highland People of South Vietnam: Their Prospective Role in Economic Development*. RAND Corporation.
- 1982a. *Sons of the Mountains: Ethnohistory of the Vietnamese Central Highlands to 1954*. New Haven and London: Yale University Press.
- 1982b. *Free in the Forest: Ethnohistory of the Vietnamese Central Highlands 1954-1976*. New Haven and London: Yale University Press.
- Republic of Vietnam 1963a. *The Highland Refugees*. Saigon: The Directorate General of Information.
- 1963b. *Vietnam's Strategic Hamlets*. Saigon: The Directorate General of Information.
- Sabatier et Antomarchi 1940. *Recueil des Coutumes Rhadées du Darlac*. Paris: Publications de l'École Française d'Extrême-Orient.
- Salemink, Oscar 1991. "Mois and Maquis: The Invention and Appropriation of Vietnam's Montagnards from Sabatier to the CIA." In *Colonial Situations*. ed. George W. Stocking Jr. 243-284. Wisconsin: The University of Wisconsin Press.
- 1997. "The King of Fire and Vietnamese Ethnic Policy in the Central Highlands." In *Development*

- or Domestication?: Indigenous Peoples of Southeast Asia.* eds. Don McCaskill and Ken Kampe. 488-535. Silkworm Books.
- 2000. “Sedentarization and Selective Preservation among the Montagnards in the Vietnamese Central Highlands.” In *Turbulent Times and Enduring Peoples*. ed. Jean Michaud. 125-148. Richmond: Curzon Press.
- 2003. *The Ethnography of Vietnam’s Central Highlanders: A Historical Contextualization, 1850-1990*. Honolulu: University of Hawai’s Press.
- Volk, Nancy D. 1979. “A Temporary Community in a Temporary World: A Montagnard Resettlement Area in South Vietnam.” Ph. D. diss., University of Washington.
- 〈ウェブサイト〉
- About Rand History and Mission. <http://www.rand.org/about/history/> (2010年1月5日)
- JICA Knowledge Site. <http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1301.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/98613d223b59981449256d8e00278b9a?OpenDocument> (2005年8月3日)
- (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士後期課程, 2010年6月7日受領, 2011年2月16日, レフェリーの審査を経て掲載決定)